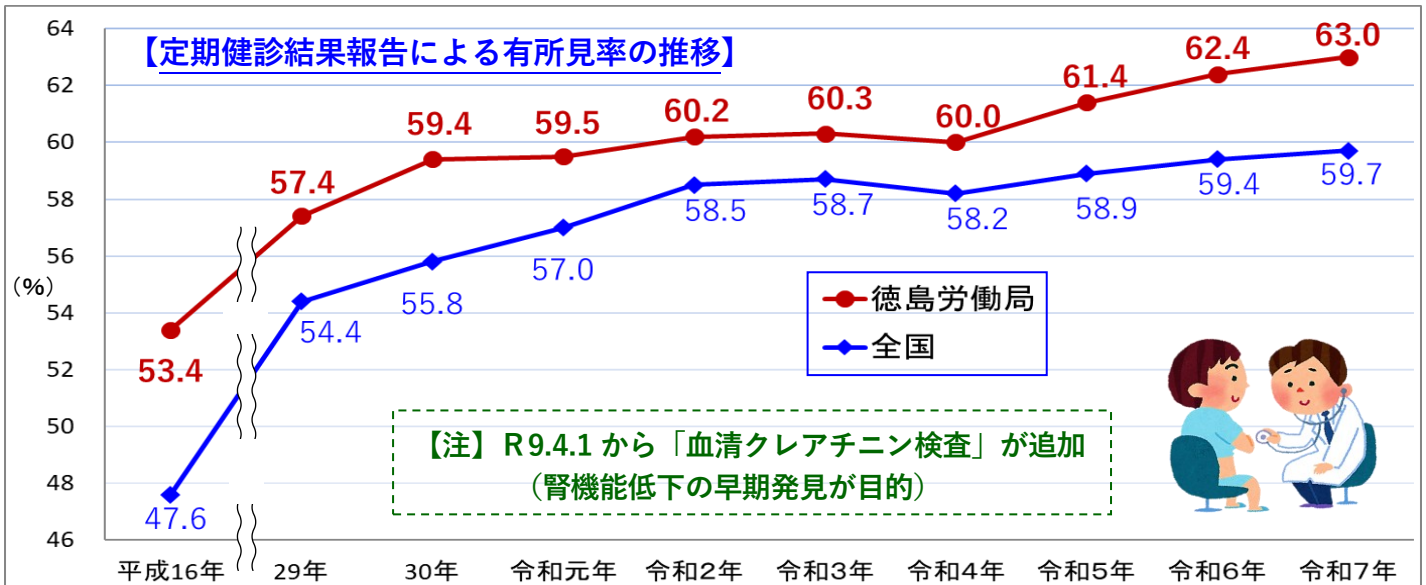


定期健康診断結果による有所見率の改善に向けた取り組み

【徳島労働局 健康安全課】



- 高齢化の進展により、生活習慣病（血中脂質、血圧、肝機能、血糖、心電図等の異常所見）を有する労働者が増加しており、若年層でも同様の傾向が見られます。
- 『脳・心臓疾患（過労死事案）』による労災支給件数が高い水準で推移しており、これら疾患の発症には、生活習慣病や過重労働による疲労の蓄積との関連性が強いことが認められています。
- 徳島県内における有所見率については、平成16年に53.4%と半数を超えて以降、全国値を上回る状況で上昇を続けており、令和7年には63.0%と過去最高値となりました。
- 疾病の早期発見と適切な予防対策は、労働力を確保する上でも極めて重要な取り組みです。
- 有所見率の改善を図るため、労使が一体となって各種対策に取り組みましょう。

★主な取組事項

1. 定期健康診断結果の把握、衛生委員会等での調査審議

少なくとも過去3年程度の健診結果の分析を行い、衛生委員会等で問題点を審議し、必要な措置を講じましょう。

2. 定期健康診断実施後の措置

健康診断の結果に異常所見がある労働者について、医師の意見を勘案し、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等の就業上の措置を実施しましょう。

3. 過重労働による健康障害の防止

長時間労働による健康リスクが高い労働者を見逃さないため、医師による面接指導を実施し、時間外・休日労働時間の削減を図り、過重労働による疲労の蓄積を防ぎましょう。

4. 定期健康診断の結果に基づく保健指導等

健康診断結果の異常所見者など、健康の保持に努める必要がある労働者に対して、医師や保健師による保健指導を行い、労働者自身もこの保健指導を利用して健康の保持増進に努めましょう。

5. 健康教育や健康相談等

健康診断結果の異常所見者に限らず、それ以外の労働者に対しても栄養改善や運動指導等を実施し、健康教育や健康相談等を通じて労働者の健康の保持増進に努めましょう。

★裏面の点検項目について自主点検を行い、未実施の項目については改善策を講じて、定期健康診断による有所見率の低減措置を図りましょう。

◆「徳島労働局」⇒「職場の安全衛生」⇒「パンフレット(徳島労働局作成)」

https://jsite.mhlw.go.jp/tokushima-roudoukyoku/jirei_toukei/pamphlet_leaflet/anzen_eisei_tokushima2022.html



定期健康診断結果による 有所見率の改善のための自主点検

★労働者の健康保持増進を推進し、定期健康診断結果における有所見率の低減に向けて、次の事項に取り組みましょう！ ※労基署への報告は不要（衛生委員会の議題等に活用してください）。

◆定期健康診断有所見率の状況（有所見率の推移を確認しましょう）。

有所見率	事業場の有所見率（％）				【参考】有所見率：全国値（％）			
	前々年値 （A）	前年値 （B）	最新値 （C）	3年間増減率 (C-A)/A×100	令和5年	令和6年	令和7年	3年間 増減率
1. 定期健診全項目				％	58.9	59.4	59.7	1.3%
2. 脳・心臓疾患に関連する主な項目								
①血中脂質検査				％	31.2	31.2	30.7	-1.6%
②血圧				％	18.3	18.4	18.7	2.1%
③肝機能				％	15.9	16.2	16.0	0.6%
④血糖検査				％	13.1	13.1	13.5	3.0%
⑤心電図検査				％	10.7	10.9	11.3	5.3%
⑥尿検査（糖）				％	3.6	3.8	3.9	7.7%
⑦尿検査（蛋白）				％	3.8	3.8	3.5	-8.6%

◆職場の健康づくり10ポイント（該当する□欄に☑を付けてください）。

※未実施の項目については改善を図り、有所見率の低減措置を講じてください。

【★H31.4.1 施行】

1	常時使用する労働者に対して、1年以内ごと（特定業務従事者※1は6月以内ごと）に医師による健康診断を実施していますか。 (安衛法第66条)	☐ はい ☐ いいえ
2	定期健康診断の結果による有所見者について、医師からの意見聴取（聴取結果は個人票等に記載）を行っていますか。 (安衛法第66条の4)	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当者なし
3	医師からの意見聴取の結果を勘案し、必要に応じて就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等の措置を実施していますか。 (安衛法第66条の5)	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当者なし
4	定期健康診断の結果を労働者に通知していますか。 (安衛法第66条の6)	☐ はい ☐ いいえ
5	定期健康診断の結果に基づき、健康保持に努める必要がある労働者に対して、医師又は保健師による保健指導を実施していますか。 (安衛法第66条の7)	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当者なし
6	時間外・休日労働時間が長時間にわたる労働者に対して、医師による面接指導※2が行われていますか。 ★(改正:安衛法第66条の8、安衛則第52条の2)	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当者なし
7	労働時間の状況を客観的な方法※3により把握し、適切に保存されていますか。 ★(改正:安衛法第66条の8の3、安衛則第52条の7の3)	☐ はい ☐ いいえ
8	時間外・休日労働時間に関する情報※4が労働者へ通知され、選任された産業医にも情報提供※5されていますか。 ★(改正:安衛法第13条第4項、安衛則第52条の2第3項)	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当者なし
9	労働者の健康障害を防止するための対策について、衛生委員会等※6において、調査・審議、又は労働者から意見聴取されていますか。 (安衛法第18条、安衛則第23条の2)	☐ はい ☐ いいえ
10	労働者の健康の保持増進を図るため、健康教育や健康相談の実施のほか、体育活動、レクリエーション等について便宜を図っていますか。 (安衛法第69条、第70条)	☐ はい ☐ いいえ

(注) ※1：深夜業などに従事する労働者（労働安全衛生規則第13条）。

※2：1月当たり80時間を超え疲労の蓄積が認められる労働者が対象（労働者からの申出による）。☞面接指導の要件が100時間から80時間に改正。研究開発業務では1月当たり100時間を超えた場合には労働者からの申出が無くても実施。

※3：タイムカード、パソコン使用時間（㇔㇒㇑～㇔㇒㇔）、出退勤・入退室時刻、賃金台帳へ労働時間数を記入等。3年間保存。

※4：1月当たり80時間を超えた場合に超えた時間数を速やかに通知（労働者からの面接指導の申出を促すため）。

※5：産業医に対しても『※4』の情報を速やかに提供。50人未満の事業場では地域産業保健センター等を利用の際に情報提供。

※6：50人以上は衛生委員会を毎月開催（議事録の周知・保存）。50人未満は定例会・職場懇談会等で労働者から意見聴取。